

【論考】

版本『天正軍記』の

齊藤道三と義龍の物語

——物語の受容と変形の一例として——

奥田 尚

はじめに

筆者の勤務する大学の名称は、大坂城の追手門に由来する。筆者の専門にしている時代ではないが、その関係から豊臣秀吉に関しては少しなりとも関心を持たなければ、と氣にしてきた。数年前、古書店の目録で小瀬甫庵の『信長記』を見つけ、図書館で購入してもらったこともあった（現在その画像と積文は本学図書館から公開されている）。

しばらくして、これも偶然に『太閤記／拾遺』天正軍

記』（～）は二行割にした記述である、／は改行であること示す。以下同じ）という版本を見つけたが、諸般の事情からやむを得ず自分で購入することになった。この版本などの『太閤記拾遺』天正軍記』については、『国書総目録』第三卷八二六頁に、「天正記」として次のような記載がある。

○天正記 九卷 ①天正軍記・太閤記拾遺天正軍記 ②類伝記 ③太田牛一 ④東大（卷二一五、別本共五冊）・東大史料（豊公検地帳、一冊）・神宮（五冊） ⑤慶長元和古活字版—内閣（三冊）・粟田（卷七・八欠七冊）、元和古活字版（九冊）—静嘉・慶大・粟田・茶図成篋（八卷三冊）・旧安田、元和寛永古活字版（五冊）—岩瀬・刈谷・竜門（卷九、一冊）承応三版（九冊）—国会・内閣・宮書（八冊）・京大・東大・東大霞亭・秋田（五冊）・鶴舞・果園（八冊）・粟田・茶図成篋（八冊）・旧浅野、寛文二版—旧彰考（四冊）、刊年不明—岡山池田・九大（九冊）・教大（四冊）・刈谷（七冊）・彰考（二冊）・丸山（八冊）・旧彰考（三冊）

この記述から以下のようなことがわかる。  
(1) 入手した『太閤記拾遺』天正軍記』は、『天正記』が代表的な名称であり、『天正軍記』という別名を持つ

史料であることがわかる。

(2)『天正記』の写本には東大に巻二から巻五(小計四冊)と別本の計五冊があり、東大史料編纂所には「豊公検地帳」と題された『天正記』の一部分の一冊がある。また、神宮文庫(伊勢神宮の文庫)には『天正記』五冊がある。

(3) 版本には大きく分けて二種類、すなわち「古活字版」とよばれる木活字のものと、一枚の版木に全文を彫刻する整版による、いわゆる「版本(板本)」がある。古活字版には三種類があり、慶長元和古活字版(慶長・一五九六〜一六一五年、元和・一六一五〜一六二四年)、元和古活字版、元和寛永古活字版(寛永・一六二四〜一六四四年)である。

(4)「版本」は三種類で、承応三年版(一六五四年)と寛文二年版(一六六二年)、それに刊行年不明のものである。以上が『国書総目録』による『天正記』(『天正軍記』)の主要情報である。なお、所蔵者が「内閣」となっているものは、内閣文庫であり、現在は国立公文書館の所蔵となっている。

私蔵本は、全九巻を一〜三巻、四〜六巻、七〜九巻の三冊に仕立てた、刊行年不明の本である。刊行年不明のも

のが一種類だけなのかどうかは、未調査なので不明である。内閣文庫の承応三年版本『天正記』は、全九巻を各一冊ずつに仕立てた全九冊からなる。内閣文庫の表紙の題は、巻一〜巻四が「天正軍記」で、巻五〜巻九は「天正記」とあり、朱筆で「正」と「記」の間の右に「軍」と傍書する。私蔵本は三冊ともに『太閤記／拾遺』天正軍記』であり、その下部に「一 二 三」、「四 五 六」「七 八 九」と所収の巻数を記す。

私蔵本と内閣文庫所蔵の承応三年版本と対照すると、私蔵本は承応三年版本から「挿絵」を除いた部分(つまり文字のみの部分)と、素人目にはまったく一致する。承応三年版本では「挿絵」は表と裏、つまり一枚の版で摺られており、また、文字部分の通しの紙数表記とは別の紙数表示であり、挿絵を除いても文字部分の紙数表示にはまったく影響がない。つまり、あくまで素人目の範囲であるが、挿絵の版木を除いた、文字のみの版木だけを摺ったものが、私蔵の本にあたりと判断される。ただし、承応三年版本の巻九の第二〇紙の裏面には、「承応三(甲午) 孟春仲旬／中村五兵衛開板」との刊記があるが、私蔵本にはその部分はない。これと冊数の相違が目立った相違である。私蔵本と承応三年版本との関係は、この

程度にとどめておきたい。

さて、本稿の課題であるが、無刊記の私蔵本（繰り返し返すが承応三年版本と同一文章）の巻八に載せられている齊藤道三と義龍をめぐる物語を、内閣文庫所蔵の古活字版本、慶応義塾大学所蔵の太田牛一自筆本の『大かうさまくんきのうち』と対比し、私蔵本はいかに杜撰な編集を行なっているかを具体的に見ることにある。かかる編集、つまり物語の継承の間に生ずる変形についても、少し考えてみたい。

## 一 『天正記』と『天正軍記』

上に引用した『国書総目録』の部分には、『天正記』の著者は太田牛一であるとある。近世初期の軍記に関心のある人にはよく知られているように、『天正記』の著者は太田牛一ではなく、大村由己である。『天正記』の大村由己の原著と、私蔵本『太閤記拾遺』『天正軍記』の關係は、少々わかりにくい。

私蔵本の外題は「太閤記／拾遺」『天正軍記』である。内題は「天正記巻第一目録」などであり、「天正記」である。私蔵本の全九巻のすべての巻頭と巻末に「天正記」

とある。その第九巻の巻末は、大尾の部分に「天正十五年三月十三日／太田和泉守記之／天正記巻九終」とあり、したがって全九巻の「天正記」が「太田和泉守」すなわち太田牛一の著書であるように見える。これが『国書総目録』に『天正記』の著者が太田牛一とするされた原因であろう。しかし、著者が太田牛一でないことは、桑田忠親に詳しい研究がある。

桑田忠親の研究は、『豊太閤伝説物語の研究』として一九四〇（昭和一五）年五月に中文館書店から刊行された。発行部数は八五〇部であったという。その後、一九六五年一二月に徳間書店から、『豊太閤伝説物語の研究』を「徹底的に訂正増補し、漢字や仮名づかいも、文章も、できるだけ今日ふうに改め、『太閤記の研究』と改題して、新刊することにした」（桑田忠親『太閤記の研究』二三八頁「あとがき」）として、改訂版が改名して刊行された。以下、桑田の『太閤記の研究』により、『天正記』と『天正軍記』を紹介したい。

大村由己の『天正記』は、次掲のように本来は一二編からなる。

- ① 播磨別所記
- ② 惟任謀反記

③柴田合戦記

④関白任官記

X⑤金賦（かねくばり）之記

X⑥大御所御煩平癒記

X⑦若君（わかぎみ）御誕生之記

X⑧西国征伐記

⑨聚楽行幸記

⑩紀州御発向記

⑪四国御発向并北国御動座記

⑫小田原御陣

この一二編のうち現在に伝わらないのは、番号にXをつけた四編である。以外の八編については現伝するが、大村由己の自筆原本として伝わるのは⑨のみであり、他は写本として伝わる。それらの写本は、ほとんど原本のままと認められると桑田はいう。

要するに、「天正記」は、秀吉の御伽衆梅庵大村由己が、秀吉の在世中、その命令によつて、著述したものであつて、数多い太閤伝記の中で、初見のものであり、題名だけ伝わるものも含めれば、十二巻だけが、今に知られる。いずれも、秀吉の公私の生活、及び功業を世に宣伝する目的のもとに、真名の

美文で書かれたもので、机上の読み物たるに止まらず、御伽の席などで朗読させたものらしく、そこに、他書に見られぬ特異性が認められる。しかしながら、この真名文体の、通俗味に乏しい読み本「天正記」は、その史的価値の高きに拘らず、事実、小瀬甫庵の「太閤記」に比べて、著しい流布も見られなかった。江戸時代において、太閤関係の史書、もしくは、読み本が、徳川幕府の政策的圧迫を蒙つた事實は、一般的に認められるが、それにしても、この「天正記」が、その内容の優秀さに拘らず、広く流布を遂げ得なかつたのは、原本の文章がやや難解であつて、これを和訳して、「版本天正記」として版刻した際にも、正しく元の姿を伝え得なかつたためと、思われる。（桑田忠親『太閤記の研究』八一・八二頁）

ここに桑田が「版本天正記」といつているのは、内閣文庫所蔵の元和年間（一六一五―一四四年）の古活字版（桑田はこの古活字版本は、慶長まではさかのほらないが、元和を下らないとする）と、同所蔵の承応三（一六五四）年版の両方の本である。私蔵本など刊行年不明のものについての言及はないが、前述のように私蔵本は承応三年版本から挿絵を除いたものである。また、内閣文庫の古活字版本

との全体にわたる詳細な比較はまだ行っていないが、内閣文庫の古活字版本にはかなりの乱丁と、後述のように巻四の欠落は見られるものの、古活字本の基本的な内容は、承応三年版本・私蔵本のそれとほぼ同一である（もちろん巻四を除く）。

古活字本（以下、本稿では特に断らない場合、「古活字本」と記すのは内閣文庫所蔵の慶長元和古活字版本を指す）は全九巻で、それを『天正記 上』ならびに同『中』、『下』の三冊に分け、上冊には巻一〜三、中冊には巻四〜六、下冊には巻七〜九を収めるが、内閣文庫の中冊は巻四の目録（目次）のみを記し、本文が欠けている。同本の巻四の目録の裏には、国学者小杉楳邨（一八三五年生・一九一〇年没）の「楳邨云、本書四ノ巻、コノ目録ノミニシテ、本文ヲ闕ク」という朱筆の識語が記されている。

桑田の前引の部分にも見えるように、古活字本も、承応三年版本・私蔵本も、大村由己の『天正記』をかなりひどく改竄したものである。また、古活字本の巻二の跋部分は、本文の最後から数字空けて、「天正記第二終ノ于時天正十一年十一月吉日〔数字分空き〕由己謹誌之」とある。由己の名前が見えるのはこの巻二のみで、他にはない。また、古活字本の巻九の跋部分は、「大田いつ

みの守〔数字分空き〕誌之／慶長十五年三月十三日／天正記第九終」と三行に記される。

それはともかく、『天正記』は大村由己の著述になるものであり、古活字本、承応三年版本・私蔵本の第六巻までは、大村由己の『天正記』を手ひどく再編集したものである。次に同本の第七・八・九巻であるが、桑田に「版本天正記」のこれらの巻についても言及があるので、それを見ておきたい。

第七巻は、前関白秀吉公御検地帳の目録・朝鮮国御進発の人数積り・肥前国名護屋御在陣の衆と題する三種の古記録を収めている。この三種の記録は、一見、それぞれ独自性を有するものの如く見られるが、じつは、いずれも、その原形は太田牛一の「大かうさまくんきのうち」に見られるもので、この巻は、由己の著作ではなく、太田牛一の記録の書き直しと、思われる。

第八・九の二巻も、太田牛一の「太閤軍記」の書き直しである。（桑田忠親『前掲書』七九頁）

つまり第七〜九巻は、太田牛一の『大かうさまくんきのうち』によるものであり、そのためにそれぞれの巻九の跋部分は、「大田いつみの守〔数字分空き〕誌之／慶

長十五年三月十三日／天正記第九終」（古活字本）、「慶長十五年三月十三日／天正記卷九終（かなりの空白あり）太田和泉守記之」（承応三年版本、私蔵本）となっている。これが『天正記』の全体に対する記述と解されて、前述のように『天正記』の筆者が太田牛一とされるにいたったのである。

本稿で検討の対象に取り上げようとする斉藤道三と義龍の物語は、第八巻に所収された部分にある。つまり当該部分は、『大かうさまくんきのうち』に対応部分を持つので、同書についても調べておきたい。

## 二 『大かうさまくんきのうち』について

『大かうさまくんきのうち』についても、『国書総目録』第三巻の記述、三八四頁を見ておこう。

大かうさまくんきのうち（たいこうさまぐんきのうち）一冊 ①傳記 ②著太田牛一 ③成慶長年間 ④写

慶大（自筆、重美）・東大史料（慶大蔵本写）・東北大  
⑤戦国時代叢書太閤史料集

「大かうさまくんきのうち」は、太田牛一の自筆本が現存し、慶応義塾大学に所蔵され、重要美術品に指定さ

れている。東大の史料編纂所には慶応義塾大学のものの写本が所蔵されている。活字本には、桑田忠親『太閤史料集』（戦国時代叢書一）（一九六五年二月・新人物往来社）がある、などといったことがわかる。

桑田の『太閤史料集』には、大村由己『天正記』（現存する八編のすべて）と、太田牛一『太閤さま軍記のうち』（「大かうさまくんきのうち」と同じもので、東京大学史料編纂所本に基づいて、桑田が漢字混じり文に直したもの）、『川角太閤記』が収載されている。

なお、慶応義塾大学所蔵の太田牛一の「自筆本」は、影印本とそれを活字にした「翻字編」が、「斯道文庫古典叢刊之三」として、一九七五年二月に汲古書院から刊行されている。「翻字編」には大沼晴暉執筆の「解題」があるので、それにより「大かうさまくんきのうち」について見ておきたい。

表紙は縦二四センチ、横一七。五センチ、中央に太田牛一の自筆で「大かうさまくんきのうち 大たいつみ記」と題書されている。本文の巻頭には下端に「大たいつみこれをつる」とある。一行を隔てて本文がはじまり、半葉つまり半分に折った状態での一頁に六行、一行の字数は一七、八字である。文字は老筆でやや震えはあ

るものの、終始乱れず謹書されており、さる方のもとに、清書して奉ったものと考えられる。

『国書総目録』に「重美」つまり重要美術品であるところが、一九三五年五月に指定を受けたという。さらに一九七四年五月には、重要文化財に指定されている。

「大かうさまくんきのうち」という書名は二様に解され、一はこれから書こうとする「太閤軍記」という作の未完の一部、他の一は「大かうさまくんき」というすでに完成した書物の抜粋本としてである。桑田忠親は「大かうさまくんき」の存在を示唆していると、大沼晴暉は指摘する。

桑田は、太田牛一著の『太閤軍記』が存在する可能性があるといい、さらにそれは「太閤記」とも呼ばれたとする。桑田は、「大かうさまくんきのうち」は慶長八（一六〇三）年ころの段階での『太閤軍記』の未定稿にあたり、慶長一七年に近い頃には『太閤軍記』が完成したが、まったく散逸して現在その全貌はうかがう術がないとする（桑田忠親『太閤記の研究』九六～九八頁など）。

この桑田説に対し大沼は、「大かうさまくんきのうち」は、今上後陽成天皇の盛徳をたたえ、中間に天道恐るべきという非道の例を記し、太閤の最も華やかな醍醐の花

見で終わるといふ構成を持ち、一つの完成した作品の結構であるとする。牛一が作品を自己の日記や備忘録から作り出すことから、秀吉の事績について「大かうさまくんきのうち」以外には、それほど多くの記述を加えることはできないであろうともいふ。以上の点からして、桑田のあげた史料の「太閤軍記」や「太閤記」は、「大かうさまくんきのうち」の別名であるとみる。

太田牛一に『信長公記』があり、それをもとに小瀬甫庵が『信長記』を書いたことはよく知られている。太田牛一の『信長公記』は全一六巻という大部なものであり、小瀬甫庵の『信長記』は序に相当する「起」に、太田牛一のものに重撰を加えたとする。加えてさらに各巻の巻頭に「太田和泉守牛一輯録／小瀬甫庵道喜居士重撰」と明記する。これに対し小瀬甫庵の『太閤記』は「凡例」に「此書、太田和泉守記しけるを便とす」とはするものの、各巻には「小瀬甫庵輯録」とのみ記して、太田牛一に触れるところがない。牛一の『太閤記』あるいは『太閤軍記』は、たとえ存在するにしてもさほど大部のものではなく、また牛一の『信長公記』ほどには小瀬甫庵に材料を提供しなかったといえる。こうした点からも、おそらくは大沼説のいうように、「大かうさまくんきのう

ち」はそれで完成した一本であり、『太閤軍記』の未定稿といった性格のものではないという指摘が妥当である。

なお、「大かうさまくんきのうち」は、本来は目録を持たないが、「翻字編」には大沼により作成された、各部分の主題をまとめた目次が付されている。また桑田忠親『太閤史料集』所収の「太閤さま軍記のうち」にも、桑田による目次が載せられている。「大かうさまくんきのうち」の詳細な内容は、それら目次に示されるが、ここではそれほど詳細な紹介は必要がないので、桑田による『太閤記の研究』九九・一〇〇頁にある「要目」を、さらに簡単にする形で紹介するにとどめたい。

後陽成天皇の御聖徳／秀吉の治績の礼賛／文禄四年秀次の最後／三好実休の最期／松永久秀の最期／子の義龍による斉藤道三の殺害／明智光秀の謀反と山崎合戦／賤ヶ岳合戦、神戸信孝の自殺／小田原合戦、会津動座、知行割／天正一九年の鷹狩／秀次の関白任命／天正二〇年聚楽第行幸／朝鮮侵攻／大政所の死去／伏見築城／拾丸（秀頼）の誕生／慶長三年醍醐の花見

大村由己の『天正記』には文禄（一五九二～九六年）以前の記事が全般を占めるが、『大かうさまくんきのうち』

は文禄年間およびそれ以降の記事が多いと桑田はいう。『大かうさまくんきのうち』が三好実休、斉藤道三、明智光秀、神戸信孝（信長の子）に言及するのは、関白秀次の最期を因果応報で説くための手段にすぎないともいう。

以上のように、『大かうさまくんきのうち』は太田牛一の自筆本が残るのであり、当然のことながらこれが基本的な根本史料である。これを書き改めて版本としたものが、古活字本ならびに承応三年版本、それと同じ版本によると思われる刊行年不明の私蔵本の対応部分である。

次に『天正（軍）記』巻八に所収された斉藤道三と義龍の物語を、私蔵本（つまりはそれと同文の内閣文庫の承応三年版本）と、内閣文庫の古活字本ならびに根本史料である『大かうさまくんきのうち』とを対照し、考察を加える作業に移りたい。ちなみに、斉藤道三と義龍の物語は、別に太田牛一の『信長公記』、小瀬甫庵の『信長記』にも部分的ではあるが対応記事があるが、紙幅の都合で一部に触れるだけで省略した。

### 三 斉藤道三と義龍をめぐる物語

『大かうさまくんきのうち』は、すでに見た大沼晴暉



の解題にもあるように、全文ほとんど平仮名書きで、本を読む読者を想定したというよりも、物読みを聞く聴衆を意識した書きぶりである。大沼は、当時の口語や俗語を多く交え、淡々と実用文風に説きすすめ、いったん高潮するや美辞麗句を並べ、聞く者に興奮と嫋々たる余韻を残す文体と評価する。そのままの活字化では、現在の私など専門外の者には理解しがたいが、基本になる史料なのでやむをえず影印本からの原文を掲出した。

〔私版本〕は私蔵『天正軍記』と内閣文庫所蔵本承応三年版本の文章、〔古活字〕は内閣文庫本慶長元和古活字版本のものであること、〔大かう〕は『大かうさまくんきのうち』の文章であることを示す。なお、段落分けは適宜筆者が行った。

また、たとえば、「織田信長(おだ(のぶなが))」と記した場合、( )の「おだ」は原文でのルビで、「」の「のぶなが」は筆者が付したものであることを示す。また( )内以外の「」は筆者が付した補足あるいは注記などである。傍線を付した文章は、考察を加えた部分である。

#### ④〔私版本〕

一、美濃国、さいたう〔齊藤〕山城(やま)しろ) 道三は、元来(くはらいい)、山城の国にし(の岡(をか)まつなみ〔松波〕と申て〔申して、一味(いち)み)のものなり。濃州(じやうしう)へまかりくたり〔罷り下り〕、長井彦左衛門(ながあゐ)ひこ(ぞゑもん)をたのみ〔頼み〕、ほうこう〔奉公〕するに、よりきをも〔与力をも〕つけられ身上(しんしやう)なりたち、ほどなく〔程なく〕、しう〔主〕のくひ〔首〕をきり、長井新九郎(ながあゐ)しん(くろう)となりの〔名乗り〕。しんるいの者(もの)ども〔親類の者ども〕、てき〔敵〕となり、とりあひ〔取り合ひ〕申候〔申し候〕。

此(ここに)、ときよりはる〔土岐よりはる。この人名は未詳〕、しろに候〔城に候〕。新九郎(しん(くろう))、たのみ〔頼み〕奉り候のところ、べちぎ〔別儀〕なき御かたん〔御加担〕のゆへ〔故〕もつて、存分(ぞんぶん)にたつし〔達し〕、ここにてさいたう〔齊藤〕山城道三となりの〔名乗り〕。

とき〔土岐〕殿御子、次郎(ぢろう)う、八郎どの〔殿〕とて、御きやうだい〔兄弟〕これあり。かたじけなくも〔忝くも〕次郎どの〔殿〕をむこ〔掣〕に

とり〔取り〕、どくがひいたし〔毒飼ひいたし〕、ころし〔殺し〕奉り、其後〔そののち〕、又、八郎どのを〔八郎殿を〕むこにとり〔聳に取り〕、これも御はらめさせ〔御腹召させ〕、をのをの〔各々〕ゐ城〔じやう〕を〔居城を〕のりとする〔乗り取る〕ゆへ〔故〕、なにものか〔何者か〕いふやらん。落書〔らくくしよ〕にはく〔曰く〕、

しう〔主〕をさり〔切り〕むこ〔聳〕をころすは みの〔美濃・身の〕おはり〔尾張・終はり〕むかしは〔昔は〕おさだ〔長田忠致・景致父子〕か計略で源義朝を殺害〕いまは〔今は〕山しろ。七まがりに〔七曲りに〕たてをく〔立て置く〕。

㊤〔古活字〕

一 美濃国斉藤山城道三は、元来山しろの国西の岡まつなみと申て、一身ものなり。濃州へ罷下、長井彦左衛門をたのみほうこうするに、与力おもつけられ、身上なり立、ほとなくしうのくひおきり、なか井新九郎と名乗、同名しんるいの者とも敵となり、とり相申候。

此時、土きよりはる、しろに候。新九郎、奉頼候

乃処、別義なき御かだんのゆへ、以て存分に達し、爰にて斉藤山城道三と名乗。とき殿御こ、次郎八郎殿とて御きやうたいこれあり。忝も次郎とのをむこにとり、かんじ申が、どくがひいたし、ころし奉り、其後、又、八らうとのおむこにとり、これも御腹めさせ、各々居城をのり取故、なにものかいふや覽、落書に云。しうおきり むこをころすはみのおわり むかしはおさ田、今は山しろ と書いて七まがりにたて置。

㊤〔大かう〕

一、みののくに、さいとう山しろたうさんは、ぐわんらい、五きなひ山しろのくに、にしのおかの、まつなみと申、一〔いち〕ほくのものと也。みののくにへ、まかりくたり、なか井とうさへもんをたのみ、にしむらをなのり、ほうこういたし、よききをもつけられ、しん上〔せう〕なりたち、ほとなくしうのくびをきり、なか井しん九郎となる。とうさへもんとうめう、しんるいのものとも、やしんをおし、とりあひなかはに候。

此とき、ときのよりのりこう、大きくわに御ざいじ

やう候。なか井しん九郎、とき殿へこんはう申につ  
ゐて、へちちやうなく、御かたん候。ゆへをもつて、  
ぞうぶんにたつし、ここにてさいとう山しろたうさ  
んとなる。

とき殿御そく、二郎殿、八郎殿とて御きやうたひ、  
これあり。かたしけなくも、二郎殿をむこにとり、  
なだめ申、どくがいをいたし、ころしたてまつり。

そののち、又、御しやてい八郎殿をむこにとり、こ  
れ又、御はらめさせ、大くわをのつとり候き。ここ  
にて、なにもものしわざやらん、らくしよにいわく、  
しうをきり、むこをころすは、みの、をはり、  
むかしは、おさた、いまは、山しろ。

と、かいて、七まかり、百まかりに、たてをきさふ  
らいし。

#### 〔検討と考察〕

〔大かう〕は、もつとも素直で、問題ない文章である。  
〔大かう〕の「一ほくのものは」「一僕の者」で、一介  
の召し使われる身分の者という意味である。それが〔古  
活字〕で「一身もの」になるが、身一つの者ということ  
であろうから、このいい換えは問題がない。それが「一

味のもの」となると、具体的な内容がなくなる。これだ  
けを読めば、「一味」の上に何ものが欠けていること  
になる。それを想像で補い、たとえば『盗賊』を補う  
とすれば、そこに道三は盗賊であったという「伝説」が  
生じる。ただし、「私版本」の巻八の一八葉ウラには松  
長（松永）弾正の物語があり、そこでは弾正を「一ほく  
の身上を」とするので、きちんと〔大かう〕を見ていれ  
ば、「一味のもの」にはならなかったであろう。

土岐氏のこの時点の当主は土岐頼芸であり、〔大かう〕  
が「ときよりのり」とするのは正確であり、「大くわに御  
ざいじやう候〔大桑に御在城候〕も正しい。それが〔古  
活字〕で「よりはる、しろに候」となるのは、人名も間  
違い、文意も通じない。それはそのまま〔私版本〕に引  
き継がれる。何らかの補足をしなければ、話が通じない。  
そこに虚構が加えられ、それが伝説となる可能性がある。

〔大かう〕の「なだめ申〔宥め申し〕」は、機嫌を良く  
させて程度の意味である。機嫌を取った上で毒殺したの  
である。〔古活字〕では、「かんじ申すが」になり、「かん  
じ」は「かうじ」で、罪を責めてという意味になる。「宥  
め」を罪をゆるやかにするという意味と見れば、罪が  
あったのでという意味で「かんじ〔勘じ〕」を使ったので

あろう。それが〔私版本〕では、その事情を理解できず、そのため「かんじ申が」の文言自体を削除したのであろう。「古活字」ではいったん伝説化する素地があったものが、〔私版本〕では素地自体を消し去ったといえる。これも〔私版本〕の巻八の一八葉オモテの「みよししつきう〔三好実休〕」の話に、「むこにとり、なだめ申候」とあって、「大かう」を理解できなかったわけではなからう。あるいは逆に、こうした先行部分に「一ほく」や「なだめ」が出てくるので、それとの重複を避けようとして、かえっておかしな表現を採用するにいたったのかもしれない。いわば不必要なこうした書き換えが、伝説を生む素材を提供することになるのである。

〔大かう〕の「大くわをのつとり候き〔大桑を乗つ取り候ひき〕」は、土岐頼芸から居城の大桑城が、二郎へ、さらに八郎へ相続されたことは容易に想像できるから、二人を殺して大桑城を道三が乗つ取ったことも容易に理解できる。「古活字」や〔私版本〕は、土岐「よりはる、しろに候」としたので、大桑城の存在が消されてしまい、そのために二郎と八郎の二人を殺して乗つ取れる城は、「各々居城」しかなかったのである。どこの「居城」かは説明がないから、これも想像で城の名を加える余地が

残され、それが伝説化する可能性がある。

〔大かう〕の「七まかり、百まかりに、たてをきさふらいし〔七曲り、百曲りに、立て置き候ひし〕」が、他の二書では「七曲りに」だけとなる。〔大かう〕では、道の曲りごとにとりという漠然とした表現が、「七曲り」のみになると、「七曲り」は特定の場所を示す地名と考えられななくもない。これも一種の伝説化の過程である。

#### ⑧〔私版本〕

さるほどに、一男（いち）なん）新九郎、二男孫四郎（まご）〔しろう）、三男喜平次（きへいち）、三人これあり。そうべつ〔総別）、人のそうりやう〔物領〕たるものは、すこし〔少し〕こころ〔心）、ゆふゆふとして〔悠々として〕、をんとうなる物〔穩当なる者〕なり。たうざんは〔道三は〕、ちゑのかがみも〔知恵の鑑も〕くもり〔曇り〕、そうりやうは〔惣領は〕ほれ物と〔呆れ者と〕こころへ〔心得へ〕、弟（たい）二人を、こざかしく〔小賢しく〕りこうのもの〔利口の者〕かなと、そうきやうして〔崇敬して〕、三なん〔三男〕喜平次を、いつしき右兵衛（う）〔ひやうゑ〕のすけに〔一色右兵衛佐に〕なし、則〔則ち〕

官をすすめられ〔進められ〕。これによつて、おとととも〔弟ども〕かつにのりて〔勝に乗りて〕、そうりやうを〔惣領を〕ないかしらに〔蔑らに〕もてあつかひ〔持て扱ひ〕候あひだ〔候間〕、むねんにぞんし〔無念に存じ〕、十月十三日より、さくびやうをかまへ〔作病を構へ〕ひきいり〔引き入り〕、へいぐわいに〔平懐に〕候ひし。父子四人ながされ、いなば山〔稲葉山〕にきよ城〔じやう〕〔居城〕なり。

十一月廿二日、山城道三、山下へくたられ〔山下に下られ〕。ここにて、をぢの〔伯父の〕長井隼人〔ながるはやと〕のすけと〔長井隼人佐と〕申合〔申し合はせ〕、じびやう〔自病〕、時をまつ〔待つ〕事なし。二人弟に〔二人の弟に〕たいめんし〔対面し〕、一言〔いちこん〕申たき〔申したき〕事候、入来〔じゆたい〕候へかしと、長井をもつて申をくり〔申し送り〕、よくよくし〔能々し〕たくみを〔巧みを〕めぐらし〔廻らし〕、御きやうだい〔御兄弟〕、この時なりとて、御みまひ〔御見舞ひ〕もつともとて〔尤もとて〕。則〔すなはち〕同心〔だうしん〕に、新九郎やどへ〔新九郎宿へ〕二人ながらまかりきたるなり〔罷り来たるなり〕。長井は、つぎのまに〔次の間

に〕刀ををく〔刀を置く〕。さやうだい〔兄弟〕、是〔これ〕をみて、わざと〔態と〕さかづきを〔盃を〕とつて〔取つて〕、ふるまひをいだし〔振る舞ひを出し〕、その時、ひねの備中〔日根野備中〕、めいよの〔名譽の〕物きれ〔物切れ〕、かたなの作〔刀の作〕、てぼうかねつねを〔手棒兼常を〕ぬきもち〔抜き持ち〕、上座〔しやうざ〕にゐる孫四郎〔まこ〕〔しろう〕をきりふせ〔切り伏せ〕、又、右兵衛のすけを〔右兵衛佐を〕きりころし〔切り殺し〕、年来のかたきをちうし〔仇を誅し〕、たうざんがたへ〔道三方へ〕、右之趣〔みぎのをむき〕申をくる〔申し送る〕ところ〔に、てんにあふく〔天に仰く〕事、かぎりなし〔限りなし〕。〕

⑧〔古活字〕

山城、或はうしのこくにし、あるはきんぬにすへをき、おやくきやうたいにひをたかせ、あふりころす事、すすしきせいはい也。さるほとに、一なん新九郎、二なん孫四らう、三なん喜平次、三人これあり。そふへつ、人のそふりやうたる者は、すこし心がゆふゆふとして、をんたうなるもの也。たうさん

はちゑのかかみもくもり、惣りやうはほれ物と心得、  
第二人をこさかしく利こうの物かなと宗きやうして、  
三なんき平二を、いつしき右兵衛介になし、則、官  
おすすめられ、これによつて、弟共、勝にのり、を  
ごりて、そうりやうをないかしらにもてあつかい候  
間、外見無念に存知。十月十三日より作病をかまへ  
引入、へい外に候ひし。父子四人なかさされ、いなは  
山にきよ城なり。

十一月廿二日、山城道三、山下へくたられ、爰に  
ておじの長井隼人の介と申合、じひやう、時をまつ  
事なし。二人弟に対面し、一言申度事候、入来候ら  
へかすと、長井を以て申おくりは、いとし、たくみ  
をめくらし、御きやうたひ、此時なりとて、御見ま  
い尤とて、則、同心に、新九郎やとへ二人ながら罷  
来るなり。長伊は、次のまに刀をおく。きやう弟、  
はお見て、熊さかつきおとつて、ふるまいを出し。  
其とき、日根野備中、めいよのものさされ、かたなの  
さく、てほうかねつねをぬきもち、上座にいる孫四  
郎をさりふせ、又、右兵衛介をさりころし、年来の  
かたきをちうし〔誅し〕、たう三方へ右の趣申おく  
る所に、天にあをく事〔天に仰ぐこと〕、かぎりなし。

⑧〔大かう〕

山しろは、せうくわのともからをも、あるひは、う  
しさにし、あるひは、かまをすゑをき、その、おや  
こ、さいし、きやうだいたもに、ひをたかせ、人を、  
いりころし事、すさまじきせいはいひ也。

さるほどに、一なんしん九郎、二なんまこ四郎、三  
なんきへいじとて、きやうだひ三人、これあり。さ  
うべち人のそうれうたるものは、かならずしも、こ  
ころか、ゆふゆふとして、をんとうなる物に候。だ  
うさんは、ちゑのかかみもくもり、しん九郎はほれ  
ものとはかりころへ、おとと二人をこさかしくり  
ころのものかなと、さうきやうして、三なんきへい  
じを、一しき(いつ〔しき〕)ひょうゑのたゆふになし、  
ゐなからくわんをすすめ。これによつて、おととも  
かつにのつておごり、しん九郎をなひがしろに、も  
てあつかひ候。よそのきこえ、むねんにそんし、十  
月十三日より、さくびやうをかまへ、おくへひき入、  
へいぐわさふらいし。山しろふし四人ともに、いな  
は山にゐじやう也。

十一月廿二日、山しろたうさん、さんげのしたく  
へおりられ候。ここにて、おぢにて候なか井はやと

のすけと、だんこうをあひきはめ、ちうびやう、ときをまつ事に候。二人のおととにたいめん候て、一(いち)こん申たき事候。じゆらい候へかしと、申をくり候。なか井はやと、たくみをめくらし、御きやうだいい此ときに候あひた、御みまひもつともと申候ところに、すなはち、とうしんにて、新九郎(しんくろう)したくへ、二人なからまかりきたる也。なか井はやと、つぎのまにかたなをく。これを見て、おなしことく、つぎのまにかたなをく。さて、おくのさしきへ入也。わさとさかつきをとりて、ふるまひをいたし、そのときひねのひつ中、めいよの物きれのふとかたな、さく、てぼうかねつね、ぬきもち、せうさにさふらふつるまこ四郎をきりふせ、又、うひやうゑのたゆふをきりころし、ねんらいのしうびをひらき、さんけの山しろだうさんかたへ、みきのおもむき申つかはすところに、ぎやうてん、かきりなし。

#### 〔検討と考察〕

〔大かう〕では、斉藤道三に「うしきき〔牛裂き〕」とか「かまをすゑをき〔釜を据ゑ置き〕……あふりころす

〔焙り殺す〕」とかの非道な行為があったことを記す。これが〔古活字〕では、「うしのこく」とか「きんぬにすへをき〔きんぬに据へ置き〕」とかとなる。「うしのこく」は「牛の刻」で牛裂きを牛で刻むと理解したのかもしれないが、わざわざいいかえる必要はない。「きんぬ」の「ぬ」は字面上は「奴」の崩し以外に考えられないが、「婦」つまり「ふ」の崩しと類似する。おそらくは木活字の選定の間違いであろう。「きんふ」ならば、「金釜」で「金属製の釜」の意味である。後文の「あふりころす事〔焙り殺す事〕」に対応する内容で、「大かう」の釜で煎り殺すよりも、金属製である釜としたより正確な表現である。しかし、こうしたいい換えは、誤解を生む元であるし、誤解をもとに伝説が生じる原因にもなる。〔私版本〕ではこの部分は理解が及ばなかったのであろうか、削除されている。

次に〔大かう〕では「さくびやうをかまへ、おくへひき入〔作病を構へ、奥へ引き入り〕、へいぐわさふらいし〔へいぐわ候いし〕」となっている部分については、〔古活字〕は「作病をかまへ引入、へい外に候ひし」であり、「外」を「ぐわ」に宛てたのか、「ぐわい」と解して「外」の字を宛てたのが問題になる。おそらく〔私版本〕で

は「外」を「ぐわい」に宛てると判断して、「へいぐわい」とした。「へいぐわ」の意味はとらえにくいのだが、病氣と称して引きこもっているので、「へい」は「平」で「普通の状態」を意味し、「ぐわ」は「臥」で普通に臥せているというような意味であろう。それが「へいぐわい」になると、「平懷」であり、「遠慮することなく」というような意味になる。「平臥」と「平懷」では新九郎義龍の行動に相違がでてくる。こうしたことも伝説が生ずる要素である。

〔大かう〕に「山しろふし四人ともに、いなは山にゐじやう也〔山城父子四人ともに、稲葉山に居城なり〕」は何の疑問もない文章である。それが〔古活字〕に「父子四人なかされ、いなは山にきよ城なり」、〔私版本〕に「父子四人ながされ、いなは山にきよ城なり」と道三父子が流罪にでもなったかのような記述になる。「父子四人ながら」の誤りなのであるが、これも伝説の発生源となる。

次の〔大かう〕の「ぢうびやう、ときをまつ事に候」は、重病で死する時を待っている状態だ、ということになる。〔古活字〕と〔私版本〕では「じひやう」「じびやう」で、「自病」となり、意味が異なってくる。

〔大かう〕では「わさとさかつきをとりにて〔熊と盃を取りて〕、ふるまひをいたし〔振る舞いをいたし〕、そのときひねのひつ中〔その時、日根野備中〕、めいよの物されのふとかたな〔名譽の物切れの太刀〕、さく、てほうかねつね〔作、手棒兼常〕、ぬきもち〔抜き持ち〕、せうさにさふらふつる〔上座に候ふつる〕まこ四郎をきりふせ〔孫四郎を切り伏せ〕とある。これは長井隼人が奥の座敷に入つて、病氣見舞いの二人の弟を盃ごとでもてなしたのであることは、明瞭である。ところが〔古活字〕は「きやう弟、はお見て、熊さかつきおとつて、ふるまいを出し」、〔私版本〕では「きやうだい、是をみて、わざとさかづきをとつて、ふるまひをいだし」と両者ともに「兄弟」を主語にして、盃ごとが描かれている。〔古活字〕の「熊」は「態と」の「態」の字の誤選であるが、それはともかくも、主人公を入れ替えてしまつては意味をなさない。だが、意味をなさないところは、逆に想像あるいは創造による補いが可能なのであり、新たな伝説が生じる部分でもある。

〔大かう〕の「ぎやうてん」を〔古活字〕と〔私版本〕では「天にあをく〔天に仰ぐ〕」、「てんにあふぐ〔天に仰ぐ〕」とするのであるが、もちろん不必要な書き換えに



すぎない。

◎〔私版本〕

道三(だう(さん))、かいをたて〔螺を立て〕、人数をよせ〔寄せ〕、四方、町のすゑより〔町の末より〕ひをかけ〔火を懸け〕、ことごとく〔悉く〕はうくわし〔放火し〕、いなほ山〔稲葉山〕はだか城〔裸城〕になし、大河をこし〔越し〕山がたといふ〔山県といふ〕山中へひきのき〔引き退き〕、ふし〔父子〕とりあひ〔取り合ひ〕なり。国中(こく(ちう))のりやうちに〔領地に〕これある者どもは、みな〔皆〕新九郎かたへ〔新九郎方へ〕はせあつまる〔馳せ集まる〕なり。しかるあひだ〔然る間〕、たうさん〔道三〕人数、次第次第にてうすに〔手薄に〕なり。これによつて、明年(みやうねん)、いなほ山〔稲葉山〕の三里外に、たかい山〔高い山〕これあり。たうざん〔道三〕、此〔この〕やまへ〔山へ〕とりあがり〔取り上がり〕、四方をみおろし〔見下し〕。

居陣(ゐぢん)の織田(おた)かづさのすけ信長(のぶ(なが))も〔織田上総介信長も〕、道三(みちむ)〔聿〕にて候あひだ〔間〕、手合(てあはせ)として御

出勢(おん)でせい)。木曾川(きそかは)、ひた河(かは)〔飛驒川〕の大河を越(こ)え、太郎、戸しま東蔵坊(とうざうぼう)がこまへに〔戸嶋東蔵坊が構へに〕いたりて〔至りて〕、御ちんを〔御陣を〕すゑられ〔据ゑられ〕。爰(こゝ)にて、やふの内〔敷の内〕、堀、くね〔垣根〕にて、せに亀(かめ)を〔銭亀を〕ほりいだし〔掘り出だし〕、せにをつながせ〔銭を繋がせ〕、御らん候〔御覽候〕。

◎〔古活字〕

たうさん、かいおたて、人数をよせ、四方、町のすへ〔末〕より、ひお懸〔火を懸け〕、ことごとくはうくは〔放火〕し、いなほ山はたか城〔裸城〕なし、大川をこし、やまかたと云(云ふ)さん中〔山中〕へ引のき、ふし〔父子〕とりあひ〔取り合ひ〕なり。国中に両ち〔領地〕にこれある者共は、みな新九郎かたへ、はせあつまる〔馳せ集まる〕なり。然る間、たうさん〔道三〕人数次第次第に手うすに也。これ仍〔よつて〕、明年の四月十八日、いなほ山の三里外たかい山これあり。道三、此山へとりあかり〔取り上がり〕、四ほうを見おろし。

居陣のかすさの介〔上総介〕信長も、たう三〔道三〕むこにて〔聳にて〕候間、手合として御出勢、木ぞ川〔木曾川〕、ひた河〔飛驒川〕の大かわ〔大川〕お越〔を越へ〕、大郎、戸嶋東蔵坊がかまへに〔構へに〕いたりて、御陣をすへられ。爰にて、やぶの内、堀、くねにて〔垣根にて〕、せに亀めをほりいたし、せにをつなかせ〔錢を繋がせ〕、御覽候。

◎〔大かう〕

ここにて、まつ、かいをたてよと候て、にんしゆをよせ、四はう、まちすゑより、ひをかけ、ことごとくはうくわし、はだかしろになし、ながらのかわをこし、山がたといふさん中へひきのき、ふしとりあひ也。こく中にちぎやうしよぢのめんめんとう、みな、しん九郎よしたつかたへはせあつまり、山しるたうさんになしゆ、したいしたいにてうすになる也。これにより、あくるとし四月十八日、こく中には山の三里いぬいに、つるやまとて、こうさんこれあり。此山へとりあかり、四はうをみくたしるちん也。

おたのかつさのかみのぶながも、山しるたうさん

のむこにて候あひた、御てあはせとして、木ぞかわ、ひたかわの、だいがうちこし、あかなべくちへさしかり、おほらのとしまとうぞうばうかまへにいたつて、御ちんをすゑられ。ここにきたひの事あり。やしきのうち、ほり、くねまでも、ぜにがめ、あまたほりいたし、こくもかしこも、せにをきたたることく也。

〔検討と考察〕

〔大かう〕には「こく中にちぎやうしよぢのめんめん〔国中に知行所持の面々〕」と、斉藤家から知行をもらっていた人々とする。〔古活字〕では「国中に両ち〔領地〕にこれある者共」とあり、美濃国に領地をもっているすべての人々という意味になり、「大かう」と相違する。それが〔私版本〕では「国中（こく〔ちう〕）のりやうちに〔領地に〕これある者ども」と正される。厳密にいえば「知行」と「領地」は相違するであろうが、ある意味では正されたといえよう。もちろん解釈によっては、正されていないとする余地もある。

〔大かう〕では稲葉山から三里離れた戌亥つまり北西に、「つるやま」という「こうさん〔高山〕」があるとい

う。稲葉山からの方角と距離を記し、そこにある高山の具体名「つるやま（鶴山）」が記されており、それを正しく伝えることは、軍記、戦記にすれば不可欠の要素である。それを「古活字」は無視して「いなは山の三里外たかい山これあり」と方角も具体名も省略してしまい、それが「私版本」にも引き継がれている。かかる抽象化も、そこに勝手な具体像を与える隙間を広げるもので、伝説を形成する要素である。少し後の信長の行動の部分にも、「大かう」には「あかなべくち」とか「おほら」とか具体地名があるのに、「古活字」や「私版本」には正しく継承されていない。

〔大かう〕はその山に「四はうをみくたしるちん也（四方を見下し居陣なり）」と、道三が陣を設けたと記す。それが「古活字」では、「四方をみおろし（見下し）」と国見をしたかのように記す。本来は道三が「居陣」したのに、「居陣のかすさの介」と信長にかけられている。文章の末尾からすれば、「たかい山」に「居陣」していた信長が、「戸嶋東蔵坊がかまへに（構へに）」陣を移動したかのようにも見える。こうした誤解を招く表現が伝説の根源になりうる。「古活字」の文章はそのまま（私版本）に採用されている。なお、「大かう」が「おたかつさ

のかみのぶなが（織田上総守信長）」と誤っているのを、「古活字」が「かすさの介信長」と一部を正し、「私版本」が「織田（おた）かづさのすけ信長」と正している。根本史料の〔大かう〕にさえ、かかる誤りがあることは、伝説の発生上無視できないことである。

〔大かう〕の「ぜにがめ（銭亀）」の記述は、銭亀が多数掘り出されて、あたり一面が銭亀ばかりになったというのである。「古活字」はそれを「せに亀め」とし、おそらくは「銭甕」と考えて、その銭甕の中に詰まった銭を、一本に繋がせてみたと空想したのであろう。「せに亀め」は「私版本」で「せに亀」と訂正しはしたが、銭を繋がせてみたという部分は踏襲したのである。だれが銭甕を埋めたかとか、別の物語が派生する余地がある。

#### ①〔私版本〕

四月廿日、うのこくに〔卯の刻に。午前六時ころに〕いぬいへ〔戌亥へ。北西へ〕むかつて〔向つて、新九郎（しんくろう）、人数をいだし（出し）、道三（だうさん）も山したへくだつて（山下へ下つて）、かけむかはれ（駆け向かはれ）。一番合戦（いちばんかつせん）に、竹こしたうちん（竹腰道塵）、

六百ばかり、まんまるに〔真丸に〕なりて中のわたり〔中の渡り〕うちこえ〔打ち越え〕、はたもとへ〔旗元へ〕きつてかかり〔切つて懸り〕。たうさん〔道三〕、物のかずにせず〔物の数にせず〕、そうがかりにかかり〔総懸りに懸り〕、しばらく〔暫く〕戦〔たたかひ〕きりくづし〔切り崩し〕、たけのこしたうちんを〔竹腰道塵を〕うちとり〔打ち取り〕。しやうぎに〔床几に〕こしをかけ〔腰を掛け〕、ほろをゆすり〔母衣を揺すり〕まんぞく〔満足〕のところ、又、二番〔に〕ばんやり〔鏝〕、新九郎、多人数〔たにん〕じゆ、とつと〔瞳と〕川をこし〔越し〕、人数あり相〔人数ありあひ〕。

新九郎まん中〔なか〕〔真ん中〕より、武者〔むしや〕一騎〔いつ〕き進〔すす〕み出る。これは、なかや〔長屋〕甚右衛門と〔ちん〕うゑもん〕と申者也〔申す者なり〕。これをみて〔見て〕、山城人数〔にんじゆ〕の中より、柴田角内〔しばたかくなひ〕と申者〔申す者〕、これ、かけあひ、たたかふ〔懸け合ひ、戦ふ〕。なかやを〔長屋を〕をしふせ〔押し伏せ〕くびをとる〔首を取る〕。柴田、はれがましき〔晴れがましき〕かうみやう〔功名〕なり。

かやうに候ところに、そうほうより〔双方より〕、やりを〔鏝を〕うちあはせ〔打ち合はせ〕、さんさんに〔散々に〕いりみだれ〔入り乱れ〕、くろけふりをたてて〔黒煙を立てて〕、しのぎをけづり〔鏝を削り〕つばをわり〔鏝を割り〕、ひばなをちらし〔火花を散らし〕かつせんす〔合戦す〕。かしこにて、おもひおもひ〔思ひ思ひ〕のはたらき〔働き〕あり。

さるほどに〔さる程に〕、長井忠左衛門〔ながゐちう〕ざゑもん〕、山城道三にわたりあひ〔渡り合ひ〕、たうさん〔道三〕打〔うち〕太刀をし上〔押し上げ〕、いだき〔抱き〕、山城をいけどりに〔生け捕りに〕仕らんといふ所へ、小まき源太〔げんた〕〔小真木源太〕はしりきたり〔走り来たり〕、山しろ〔山城〕がすねをなぎ切り〔山城が脛を薙ぎ切り〕、をしふせ〔押し伏せ〕、くびをとる〔首を取る〕。忠左衛門は、後〔のち〕のせうこ〔証拠〕のためにとて、はなをそいで〔鼻を削いで〕、のきにけり〔退きにけり〕。

新九郎〔しん〕くろう〕は、かつせんにかつて〔合戦に勝つて〕、くびのじつけん〔首の実検〕のところへ、山しろがくびを〔山城が首を〕もちきたるに

つけ〔持ち来るにつけ〕、身よりいだせるつみ〔身より出だせる罪〕なり、とくたう〔得道〕をこそしたりけり。これよりのち、新九郎、はんかとなりの〔はんか〕と名乗り。むかし〔昔〕、もろこしに〔唐土に〕はんかといふもの、おやのくびをきる〔親の首を切る〕。それは、ちちのくびをきつて〔父の首を切つて〕、かうと〔孝と〕なるなり。いまの〔今の〕新九郎は、おやのくびをきつて〔親の首を切つて〕、ちしよく〔恥辱〕、ふかうと〔不孝と〕なるなり。

①〔古活字〕

四月廿日卯のこくに、いぬいへ向て、新九郎人数をいたし、たう三も山したへくたつて〔山下へ下つて〕かけ向われ、一番合戦に竹こしたうちん〔竹腰道塵〕六百はかりか〔ばかりが〕、万丸〔真ん丸〕になりて中のわたり〔中の渡り〕うちこ多〔打ち越え〕、はたもとへ〔旗元へ〕きつてかかり〔切つて懸かり〕、たうさん〔道三〕、物のかすにせず〔数にせず〕、さうかかりに〔総懸かりに〕かかり相〔懸りあい〕、暫戦〔暫く戦ひ〕きりくすし〔切り崩し〕、たけのこし

たうちん〔竹腰道塵〕をうちとり〔討ち取り〕。しやう儀に〔床几に〕こしをかけ〔腰を掛け〕、ほろをゆすり〔母衣を揺すり〕満足の所に、又、二番やり〔鏹〕、新九郎、多人数とつと〔どつと・嘩と〕川をこし〔越し〕、人数あり相〔ありあい〕。

しん九らう〔新九郎〕まん中〔真ん中〕より武者一き〔一騎〕すすみ〔進み〕出る。これは長や甚衛門〔長屋甚衛門〕と申者也〔申す者なり〕。是を見てやましろ〔山城〕人じゆの〔人数の〕中より、柴田角内と申もの〔申す者〕、これ、かけあひ〔掛け合ひ〕たたかふ〔戦ふ〕。ながやおをしふせ〔長屋を押し伏せ〕くひをとる〔首を取る〕。柴田はれがましき〔晴れがましき〕高名なり〔功名なり〕。かやうに候処にそうほうより〔双方より〕やりを〔鏹を〕うちあわせ〔打ち合わせ〕、さんさんに〔散々に〕入乱〔入り乱れ〕、くろけふりをたてて〔黒煙を立てて〕、しの義けすり〔鎬削り〕つはをわり〔鐔を割り〕、火花おちらし〔火花を散らし〕戦合〔戦ひ合ふ〕。かしこにておもひおもひの〔思ひ思ひの〕はたらき有〔働き有り〕。

さる程に長井忠左衛門、山城道三に渡あひ〔渡り

合ひ)、たうさん(道三) 打太刀を「打つ太刀を」押上(押し上げ)いたきつき(抱き付き)、山城おいけとりに(山城を生け捕りに) 仕覧(仕らん)と云所へ(「云ふ所へ」、小まき源太(小真木源太)はしり来(走り来たり)、山城かすねをなききり(山城が脛を薙ぎ切り)をしふせくひをとる(押し伏せ首を取る)。忠左衛門は後のせうこ(証掬)のためにとて、はなおそいてのきにけり(鼻を削いで退きにけり)。新九郎は、合戦に勝て(勝つて)、くひのじつけん(首の實検の処へ)、やましろかくひもち来るに付(山城が首持ち来たるに付き)、身よりいたせるつみなり(身より出だせる罪なり)、徳たうおこそしたりけり(得道をこそしたりけり)。是より後、新九郎、はんかと名乗(名乗る)。昔、もろこしに(唐土に)、はんかと云者(云ふ者)、おやのくひおきる(親の首を切る)。それは父のくひをきつて(父の首を切つて)、かうとなるなり(孝となるなり)。今の新九郎は、おやのくひをきつて(親の首を切つて)、ちしよく(恥辱)、ふかう(不孝)となる也。

⑩(大かう)

四月廿日、うのこく、新九郎(しん(くらう))よしたつ、いぬゑへむかつて、たうさんゑぢんのつる山へ、にんしゆをいたし、たうさんも、なから川(かわ)きわまで、かけむかひ、ざいざいしよしよに、気ふりをあけられ。しかるところに、竹のこしたうぢん、六百ばかり、まんまるになつてかわをこし、たうさんはたもとへ、きりかかり。山しろも、あひかかりにかかりあひ、しはらくたたかひ、ものかすともせず、きりくつし、竹のこしたうぢんをうちとり。たうさん、せう木に、こしをかけ、ほろをゆすり、まんそく候ところに、又、二番(に)ばん)やりに新九郎(しん(くらう))よしたつ、たいくんにて、どつとかわこし、たうさんと、にんしゆたてあはせ候。

さるほどに、あはれなる事あり。たたいまのやりまへに、たうさん、かたきの新九郎(しん(くらう))を、ほめられ候。せいのかひやう、むしやくはり、にんしゆのたてやう、のこるところなき、はたらき也。さすか、たうさんかこにて候。みののくに、おさむへきもの也。とかく、われわれあやまり

たるよと、申され候。これをきくもの、よろひのそてを、ぬらさすといふものなし。

さて、新九郎(しん(くらう))よしたつそなゑの中より、むしや一き、すすみいつる。これは、なか屋甚右衛門(じん(へもん))〔長屋甚右衛門〕と申もの也。又、これを見て、山しろたうさんにんしゆのうちより、しはたかくないと申もの、はしりいて、まん中にて、たたきあひ、なか屋を、おしふせ、くひをとる。しはたかくなひ、はれかましきこうみやう也。

さ候ところに、さうはうより、とつとかかりあひ、やりをうちあはせ、くろけふりたつて、しのきをけつり、つはをわり、ひはなをちらし、あひたたかい、ここかしこにておもひおもひのはたらきあり。

さるほとに、なか井ちうさへもん、山しろにわたしあはせ、たうさんか、うつたちをおしあけ、むすといたきつき、たうさんをいけとりにつかまつらんと、いふところへ、こまきげんだ、はしりきたり、山しろかすねをなぎきり、おしふせ、くひをとる。ちうさへもん、のちのせうこのためにとて、はなをそいでのきにけり。

新九郎(しん(くらう))よしたつ、かせんにうちか

つて、くひしつげんのところへ、山しろかくび、もちきたる。みよりいたせるとかなりと、とくたうをこそしたりけり。これよりのち、新九郎(しん(くらう))、はんかとなのる。むかし、もろこしに、はんかといふもの、おやのくびをきる。それは、ちちのくびをきつて、こうとなる也。いまの九郎よしたつは、おやのくびをきつて、ちじよく、ふこうとなる也。

たうさんは、めいじんのように申候へとも、じひしんなく五じやうをそむき、ぶたうさかんなるゆへに、しよてんのみやうかにそむき、こにこけうをおいたされ、こにはなをそかれ、こにくひをきられ、ぜんだひみもんのことも也。てんたう、おそろしき事。

#### 〔検討と考察〕

〔大かう〕の冒頭近くの部分は長文なので、漢字混じりの文を掲げたい。「新九郎義龍、戊亥へ向かつて、道三居陣の鶴山へ人数を出だし、道三も長良川際まで駆け向かひ、在々所々に煙を上げられ」とある、新九郎軍の進軍方向と目標、それに対する道三方の対応と場所が明

記され、非常に簡潔でなおかつ要を得た文である。

それが、「古活字」になると、「いぬいへ向て、新九郎人数をいたし、たう三も山したへくたつて（山下へ下つて）かけ向われ」と、新九郎軍の進軍方向はわかるものの、目標が明示されていない。対する道三軍についても、前項の「高い山」から「山下へ下つ」たとあつても、その地点が明記されていない。これをうけた〔私版本〕もほぼ同文である。それに対し〔大かう〕は「長良川際」とあり、地名が具体的なだけでなく、川際の風景を背景にした両軍の様子までが具体性を持つ。〔大かう〕の「在々所々に煙を上げられ」も、道三軍の進軍の様子が眼前に浮かぶ。〔古活字〕や〔私版本〕がこれを省略するのは、全く不可解である。

次に〔大かう〕では、義龍軍に属する竹腰道塵の六百人程の軍勢が「まんまるになつてかわをこし〔真ん丸になつて川を越し〕」とある。だいたいが具体性を欠けさせてきた〔古活字〕と〔私版本〕であるが、こののみは〔万丸〔真ん丸〕〕になりて中のわたりうちこゑ〔中の渡り打ち越ゑ〕、「まんまるになりて中のわたりうちこゑ」と渡河地点が「中の渡り」であつたことを明示する。

「中の渡り」と明記する史料は他にもある。太田牛一

『信長公記』であり、「竹腰道塵六百計眞丸成て中の渡りを打越〔竹腰道塵、六百ばかり真ん丸になりて中の渡りを打ち越し〕」（国立国会図書館近代ライブラリーの我自刊我本より活字化）とある。おそらくこれに依拠したのであるが、『信長公記』のこの部分つまり首巻は、太田牛一の自筆本を欠くから、なんとも判断できない。あるいは『大かうさまくんきのうち』に別系統の写本があるのかもしれない。

〔大かう〕は二度目の衝突の前に、傍線部のような斉藤道三の義龍への述懐を入れるが、「古活字」や〔私版本〕はこれを省略する。『信長公記』にも対応の記述はない。本来なかつたものが、新たに牛一が『大かうさまくんきのうち』（慶応大学本）を写すにあつて加えたなどの事情があるのかもしれない。現時点では何とも判断がつかないが、牛一は求めに応じて筆写したといわれるから、牛一が新たに伝説を創作して付加する事もありえたにちがいない。

次の箇所は〔大かう〕が「ここかしこにておもひおもひのはたらきあり〔此処彼処にて思ひ思ひの働きあり〕」としたのを、「古活字」と〔私版本〕では「かしこにておもひおもひの」と「ここ〔此処〕」を脱落させている。



「あちらこちら」と「あちら」では、戦場の印象が異なるう。

〔大かう〕の末尾の部分も漢字混じり文にする。「道三は、名人の様に申し候へども、慈悲心なく五常を背き、無道盛んなる故に、諸天の冥加に背き、子に故郷を追い出だされ、子に鼻を削がれ、子に首を切られ、前代未聞の事どもなり。天道、恐ろしき事」である。これは〔古活字〕と〔私版本〕では、この部分①に直接続く、次項で扱う②の末尾に、〔古活字〕「だう三は、めいしんの様に申候らへ共、諸てんのはちにはなをそかるる事前代み門事也〔道三は、名人の様に申し候へども、諸天の罰に鼻を削がるる事、前代未聞の事なり〕」、〔私版本〕「だうさんは、めいじんのやうに申候へども、しよてんのはちにはなをそがるる事、前代みもんの事なり」とある。〔古活字〕、〔私版本〕ともに、これらの道三と義龍の話は、〔古活字〕「条々 天道おそろしき次第」〔私版本〕「条々 天道おそろしき事」の一例なのであるから、本来は〔大かう〕のように「天道、恐ろしき事」といった結語が必要である。〔古活字〕と〔私版本〕はそれをも省略し、〔大かう〕の記述をさらに簡単にしたのである。

まとめに代えて

前項末尾に記したように、次の部分③は〔古活字〕と〔私版本〕では、①に直接続く部分である。

③〔私版本〕

さいし〔妻子〕、一でうとの〔一条殿〕むすめ〔女〕、御さう子〔御曹子〕と申て〔申して〕これあり。あるとき、てぎはなるはたらき〔手際なる働き〕あり。きつねかりをなされ〔狐狩りをなされ〕、さまざまふるまいとも〔様々振る舞ひども〕候き〔候らひき〕。百座〔ひやくざ〕のごま〔護摩〕、千座のごまを〔護摩を〕たき〔焚き〕、きたう〔祈禱〕候といへども、へいゆうなく〔平癒なく〕、つるに〔遂に〕ちちご〔父子〕三人ひやう死〔し〕〔遂に父子三人病死〕なり。

だうさんは〔道三は〕、めいじんのやうに〔名人のやうに〕申候へども〔申し候へども〕、しよてんのはちに〔諸天の罰に〕、はなをそがるる〔鼻を削がるる〕事、前代みもんの〔前代未聞の〕事なり。

㊦〔古活字〕

さいしは〔妻子は〕、一条殿むすめ、御そふ子〔御曹子〕と申て〔申して〕これあり。ある時、手篋なるはたらき〔手際なる働き〕あり。きつねかりおなされ〔狐狩りをなされ〕、さまざまのふるまいとも候き〔様々の振る舞いども候らひき〕。百座ごま〔百座護摩〕、千座のごまおたき〔護摩を焚き〕、きたう候といへ共〔祈禱候と雖も〕へいゆう〔平癒〕なし。ついに、ちちこ〔父子〕三人病死なり。

たう三は〔道三は〕、めいしん〔名人〕の様に申候らへ共〔申し候らへども〕、諸てんのはちに〔諸天の罰に〕はなをそかるる事〔鼻を削がるる事〕、前代み門事也〔前代未聞の事なり〕。

これに対応する記述は〔大かう〕にもあるが、〔大かう〕は㊦と㊧の間に長文の記述をはさむ。信長と義龍の合戦、義龍に味方する岩倉城主織田伊勢守との合戦などである。「これよりいわくらとときよす、御とりあひはしまる也〔これより岩倉と清洲、御取り合ひ始まるなり〕」  
とまとめ、一行の空白を置いて、㊦が記される。

㊧〔大かう〕

さるほどに〔さる程に〕、さいとうしん九郎よし  
たつさいちよは〔斉藤新九郎義龍妻女は〕、一ちやう殿御むすめ〔一条殿御女〕、そく御ぞうしとてこれあり〔息御曹子とてこれあり〕。あるとき、やかんつき候て〔野干憑き候て〕、きみのわつらひあり〔奇異の煩ひあり〕。百さのこま〔百座の護摩〕、せんさのこま〔千座の護摩〕、まんさのこまをたかせ〔万座の護摩を焚かせ〕、さまざまきとう候へとも〔様々祈禱候へども〕、つゐにへいゆうなく〔遂に平癒なく〕、ふし三人びやうし〔父子三人病死〕。てんとう、おそろしき事〔天道、恐ろしき事〕。

〔検討と考察〕

〔大かう〕が最も理解しやすい。斉藤義龍と妻と子に「やかん〔野干〕」つまり狐が憑いて、奇怪な病状になったというのである。それがどうしたことか〔古活字〕と〔私版本〕では、妻と子が手際なる働きつまり鮮やかな技量を發揮したというのであり、それは狐狩りをしたときのこと、さまざまな行動が鮮やかであったというのである。ここまでであれば、それはそれで意味が通らないことではない。しかし、次に百座の護摩、千座の護摩を焚いて祈禱したが、遂に義龍と妻子の三人が病死した

というのであるから、文章に連続性がない。

狐憑きの狐を落とすことが「狐狩り」といわれたのかどうかは知らないが、狐がついた理由を狐狩りをしたことに求めようとしたものの、途中で放置したと考えるべきなのかもしれない。原文からの想像で文を変更し、意味が通じなくなっただのであるが、これを読む人はそれぞれに何らかの想像で辻褄を合わせる必要が生じる。これも伝説の発生する一要素である。

古活字本にせよ承応三年版本（私蔵本も）にせよ、依拠した『大かうさまくんきのうち』の文をかなり改変したり、勝手に添削を加えている。桑田忠親も版本類の書き直しの杜撰さに、啞然とせざるを得ないと評価する〔桑田『太閤記の研究』八〇頁〕。この評価は正当であることはいうまでもないし、私自身も口をきわめてその杜撰さを罵りたい気持であった。

しかし、かかる杜撰さの中に、想像力を働かせねば、他人に語るができない部分があり、杜撰さは杜撰さで存在する価値はあるのではなからうかと考えるにいたった。つまり杜撰さには異説や伝説を発生させる原動力があり、その異説や伝説は人々に語り伝えられ、やがては人口に膾炙する真の「伝説」が形成されていくとい

えよう。

杜撰であつても、何らかの価値がなければ、古活字本になることもなかったであろうし、それとほぼ同文の承応三年版本になることもなかったであろうし、年代不明の版本として挿絵を省略して刊行されることもなかった。異説と伝説を発生させるための原点として、いかに杜撰であろうが版本が必要とされたのではなからうか。

〔本稿は、永吉雅夫代表による学内共同研究を承認され、永吉代表、浅野純一、武田秀夫（以上アジア学科教授）、山口公一経営学部准教授ならびに奥田により実施されている共同研究の結果の一部である。二〇一〇年一〇月二二日の公開研究会での報告に、研究会参加各位に貴重な助言を賜って、加筆訂正したものを基本にしている。共同研究を承認いただいた執行機関各位、本研究の遂行にあたり御迷惑をおかけしている事務関係諸スタッフ、また研究会の実施などでご迷惑をおかけしているアジア学科の専任教員各位に感謝する次第である。〕